

令和5年度第1回茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会会議録

議題	(1) 第2期茅ヶ崎市自殺対策計画について
日時	令和5年10月6日(金) 9時30分から11時00分
場所	茅ヶ崎市保健所3階第1会議室
出席者氏名	<p>(出席委員)</p> <p>鈴木剛委員長、山本信和副委員長、今井貴久委員、朝倉利之委員、若林英俊委員、濱田栄子委員、丸山泰委員、大久保仁晶委員、藤崎正委員、有本奈緒美委員</p> <p>(欠席委員)</p> <p>富樫 稔委員</p> <p>(事務局) 保健所保健予防課</p> <p>前田副所長、守村課長、深澤課長補佐、尾辻副主査、小林主任、古田主任</p>
会議資料	<p>【資料1】第2期茅ヶ崎市自殺対策計画 策定スケジュール</p> <p>【資料2】第2期茅ヶ崎市自殺対策計画(骨子案)</p> <p>【資料3】第2期茅ヶ崎市自殺対策計画 施策体系説明資料(案)</p> <p>参考資料1) 茅ヶ崎市の自殺の現状</p> <p>参考資料2) 第1期茅ヶ崎市自殺対策計画の評価について</p>
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数 (公開した場合のみ)	0人

○鈴木委員長

これより令和5年度第1回茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会を開催いたします。  
議事に進む前に、事務局より事務連絡をお願いいたします。

○事務局

本日の出席委員は10名でございます。

出席委員が過半数以上のため、茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会規則第五条第2項により委員会は成立しております。なお、大久保委員は途中から出席となります。また、富樫委員が欠席とご連絡を受けております。

今回の会議録署名委員は、鈴木委員長と若林委員にお願いしたいと思います。

後日、本委員会の会議録を市ホームページで公表をさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願いいたします。

本日、傍聴人、はいらっしゃいません。以上でございます。

○鈴木委員長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

それではこれより議事に入りたいと思います。

議題（1）、第2期茅ヶ崎市自殺対策計画策定について諮問書及び会議資料の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

今回、茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会規則第2条に基づき、本委員会に対しまして、第2期茅ヶ崎市自殺対策計画の策定について諮問をさせていただきます。

議題（1）について資料1-1から資料1-3に沿って説明。

○鈴木委員長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました通り、この施策体系が非常に大切なことになると思います。骨子案も含め施策体系の資料について各委員の皆様からご意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

藤崎委員にお願いいたします。

#### ○藤崎委員

今回の第2期茅ヶ崎市自殺対策計画は幅広く11本の重点施策ということですね。

お聞きしたいのは、先日の新聞に令和5年版自殺対策白書についての記事があり、「今回の白書では職業や動機などが従来より詳しく記された新しい自殺統計原票に見直され、職業が51種類から94種類に、原因動機は52種類から75種類に拡充されており、白書は『詳細なデータを適切に活用することで対策の一層の推進が期待される。』」ということが、今度の自殺対策白書には取り上げられるのではないかとということが記載されていました。

前回の委員会でもお話しましたが、自殺で亡くなられた方の原因は複雑な背景があると思います。市の一つの取り組みの視点として原因分析が必要なのかなと思います。もし差支えなければ自殺対策原票を見せていただきたいと思います。

#### ○鈴木委員長

警察の統計原票が変更になったことはニュースになっていたかと思います。

自殺統計自体が警察の業務統計ですので、あくまでも警察官がご遺体を見つけ、事故か事件なのかを判別した後に自殺の可能性が高い場合に自殺統計原票が作られます。今回、統計が大幅に変わるとありますが、統計原票はあくまでも業務統計であり自殺対策のためだけに集計している統計資料ではございません。心配なのは統計の連続性が無くなってしまうことです。平成19年に1回改定されから令和4年まで同じ原票で取り続けられてきたのが再度改定になります。今まではご本人が残した遺書、書き込みから確認できた原因動機について原票に記載することになっていましたが、今回からはご家族からの聞き取りなども入ります。なので、想定で原因動機が記載される能性があり、統計の整合性が取れなくなることは、本計画の統計においても注意事項として記載する必要があると思います。

人口動態統計の死亡届に基づく統計と、警察の統計においては、茅ヶ崎市の場合は減少していますので継続的にモニタリングする必要があると思います。事務局から補足があればお願いします。

#### ○事務局

データにつきましては、参考資料1の厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」を基本的に活用して出しております、よって、第2茅ヶ崎市期自殺対策計画においても、同様のデータを中心に扱っていく考えです。

また、自殺統計原票の情報提供をいただきましてありがとうございます。それにつきましては、事務局で情報収集をいたしまして、委員会に提供できる情報がありましたら、委員の皆様にお話させていただければと思っております。

○鈴木委員長

ありがとうございます。

統計的な部分については本計画での取り扱いで注意が必要だというのは、藤崎委員のご指摘もあるかと思えます。

事務局には情報収集をお願いしたいです。

他に気がついた点などご意見をいただきたいと思えます。

山本副委員長、お願いいたします。

○山本副委員長

今回の会議に関しては自殺対策計画の策定がこの会議の目標だと思えますので、前回の計画の目標と今回の目標でどこが違うのか、また前回の計画から何が効果としてあったのかが重要だと思っています。

資料は非常によくできていると思えます。

以上です。

○鈴木委員長

では、今井委員、労働基準監督署の追加資料も含めてお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

○今井委員

計画については、市の方で網羅的に対策を図る内容となっていますので、特段意見はありません。

労働基準監督署の立場から、労働行政の立場から取組んでいる施策などについて説明させていただきます。

マスコミ報道もされているとおり、経済は移行期にあり物価も上昇しています。「SDGs」という面では、労働移動の円滑化やリスニングによる能力向上支援など労働市場の改革を進め、構造的に賃金が上昇する仕組みを構築するため、労働局を中心とし、労働基準監督署ではハローワークとともに、様々な取り組みをしています。

例えば賃金上昇の施策の一つとしては、本年10月1日に改定された最低賃金額が施行となっています。

その他、いじめ・嫌がらせ、男女格差、有期雇用契約と無期雇用契約者との格差といった問題に労働局は総力を挙げて対応しており、具体的には、同一労働同一賃金、均衡均等待遇への移行といった問題にも取組んでいます。

いじめ・嫌がらせといった事案では、「労働施策総合推進法」の運用や、個別労働紛争解決援

助制度を活用した指導を行うことにより、いじめ・嫌がらせ等の未然の防止、あるいはいじめ・嫌がらせ等を原因とする自死に至るようなことがないように相談体制を強化しています。具体的には監督署の窓口による総合労働相談や組織的には雇用環境均等部といった部署を中心に、いじめ嫌がらせ分野では裾野を広くして情報収集をするとともに指導・助言等による対応をしています。

また、労働の職場環境等を原因として精神疾患、脳心臓疾患を発症したとする、労災請求件数も増加しており、それに伴い業務上と認定される件数も増加している現状が認められます。労災の請求件数の増加等、速やかに業務上外を判断する必要性から、判断の指標となる認定基準の改正を検討すべく労働保険審査会において活発な議論が行われているところです。認定基準の改正の内容では、いわゆるカスタマーハラスメントなども含めて対象とするような認定基準の見直しも検討されています。

以上が、労働市場や経済状況の変化を踏まえ、労働者保護施策の内容の概略となります。一方、経済、労働市場の安定化という意味では、労働者の保護も重要ですが、雇用主である使用者が施策を遵守していくことができる体制づくりの取組も必要となります。各省庁では、働き方改革を推進していくため、各種助成金を活用しています。本日は、例として「業務改善助成金」について説明させていただきます。

従来、最低賃金等を引き上げるために設備投資を図った事業主に対して、投入した額に応じて一定額を助成する業務改善助成金があります。原則として、設備投資をする前に計画を策定し承認を受ける必要がありましたが、使いやすい制度にするために、今回、制度拡充がなされ、全ての場合ではありませんが、設備投資した後でも計画の承認がなされる制度を設けています。また、助成額も増加させることで、最低賃金額遵守等のための制度設計がされております。業務改善助成金は、例として説明したもので、一部の助成金となります。各省庁各種助成金を設けていますので、「SDGs」の一環としてご活用していただければと考えています。

労働安全衛生法の立場からは、精神疾患等の発症を早期に、労働者自らがストレス度を認識する必要があることから「ストレスチェック制度」の遵守を図っており、結果については個人情報的内容を含みますので措置義務とまでは至りませんが、医師の面談を申し出るものについては産業医等医師の面談を受けていただいて早期解消に努めていただくとともに、組織的な対応を促進していくよう心の健康づくり計画を策定していただくよう周知を強化しています。

労働基準監督署としましても、今後とも、本件協議会に積極的に参画していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○今井委員

はい、ありがとうございます。

労働基準監督署は国の機関になりますので、市の取り組みの中では失業対策や重点施策が10番の「勤務問題による自殺対策を更に推進する」に対応していると思いますが、この情報は産業観光課で持っているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

その情報については、事務局でも分かりかねる部分がありますが、今回、産業観光課に対しても自殺対策計画について、ヒアリング・事前説明等を行っておりますので、重点施策の「勤務問題による自殺対策を更に推進する」というところについて、連携していきたいと考えております。

○鈴木委員長

はい、ありがとうございます。

その他、ご意見はございますでしょうか。

○若林委員

やはり計画となると網羅的になり、市の所管する部門で何ができるのか、という話でみていました。

現計画の検証も含めて大事だと思ったのは、参考資料1、P12とP13の「茅ヶ崎市地域自殺実態プロファイル」です。2017年と2022年、どちらも「男性40～59歳、有職、同居」が自殺者数1位になっています。この状況は、茅ヶ崎市独自の特色なのか、全国的な傾向と比べてどうなのかは分かりませんが、管理職の方々が職場組織の中で非常に苦しんでいて、うつ状態となり自死に繋がっている状況があるのだらうと思いました。そこで思ったのはストレスチェックの関係です。ストレスチェックの推進が市の所管ではないため見過ごされているかもしれませんが、ストレスチェックの位置付けがこの施策体系の中にはどこにも見られません。やはり職場の管理職や従業員を守る観点では、ストレスチェックの充実がこの計画の中にもあっても良いと感じました。

所感になりますけれども、以上でございます。

○鈴木委員長

はい。

ありがとうございます。

この辺、ご確認いただきたいと思うのですがよろしいでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

この施策体系説明資料に位置づける事業として、約20課以上を回り、説明のヒアリング等を行い、現在集計をしております。確かに若林委員がおっしゃったように、ストレスチェックについては足りていなかったと感じております。人事部門の職員課と調整が必要と感じておりますので、次の計画素案の段階では反映させていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○鈴木委員長

ありがとうございます。

丸山委員、お願いいたします。

○丸山委員

茅ヶ崎市の自殺の現状を配っていただいて、「年齢」或いは「職業原因がその他」の方に対して、具体的に第2期計画にどのように反映してきているのか、第1期計画の評価・分析が第2期計画にどのように反映しているのか、ご説明をしていただきたいと思っております。

○鈴木委員長

計画上ですと、参考資料2の重点施策の変化について、第2期計画ではどう表現するかということですかね。第1期計画から第2期計画でどのように変化したかという記述があったほうが良いのではないかとのご指摘です。

○事務局

はい、ありがとうございます。

参考資料2、P18、P19になりますが、今回、第1期計画の期間で一定の効果があったと思われること、また更なる対策が必要なことがありました。骨子案の中にもありますが、現計画の評価の振り返りを入れた上で、更に幅広く施策体系の流れが分かるように記載をしていこうと考えています。

○鈴木委員長

他の委員の皆様、気がついた点などいかがでしょうか。

○藤崎委員

第2期計画の数値目標についてですが、平成28年の自殺死亡率12.8を基準に、令和10年まで30パーセント減少の9.0にすることを目標にすることについて、この目標は、神奈川県「かながわ自殺対策計画」に合わせているのでしょうか。数値目標の根拠を教えてください。

○事務局

はい、ありがとうございます。

第1期計画の策定時は、国の自殺総合対策大綱におきまして、自殺死亡率を10年間で30パーセント以上減少という目標を立てていましたが、県は半分の5年間で15パーセント以上、昨年度の計画改定で更に5年間で15パーセント以上減少させることとし、県は前計画と今回の計画合わせて30パーセント以上の減少としています。茅ヶ崎市も県と合わせております。

○鈴木委員長

大久保委員、いかがでしょうか。

○大久保委員

小学校でも命の大切さについて指導をしております。ただ、自殺の指導については触れづらい部分があり、交通安全や防災関係で命を自分で守ることを強調しています。いじめにはすごく関わっていると思いますので、友達を思いやる、大切にすることということを道徳の授業等を含めて指導をしています。

学校内部では、各学年の教員1名と養護教諭で構成された支援グループを作り、気になる児童がいる際は、担任だけではなく職員会議等全体で共有する取り組みを行っております。

また、学校の職員や担任に相談しづらい部分については、心の相談員さんやスクールカウンセラーさんなどに来ていただいております。自己肯定感を高め、クラスに必要な存在であることをこれからも育んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長

ありがとうございます。他にはいかがでしょう。

○濱田委員

包括支援センターさくらの濱田です。

私どもの領域としては高齢者ということで確認させていただきました。P20に介護者への支援の充実が入っており、一通り目を通させていただき漏れがないかなと思います。老々介護であ



る家族についても計画には入っております。また、認知症の方は病気により判断能力が無いなか、自死を選択するような時期の方や、認知症の診断を受けて非常にショックを受けることもあります。若年性認知症の施策を含め、認知症に対する支援も茅ヶ崎市としては少しずつ広げていけるような状況でございます。

障がいの方、ご家族もしくは精神疾患、お子さんのご相談の数としては、事業所のデータとして毎月10パーセント弱ぐらいです。このような相談があった際は、地域福祉課や障がい福祉課、精神の担当の保健師に繋いでいるところがあります。

「女性40歳～59歳 無職 同居」が2位に上がっていることについては、若年性認知症のご家族やダブルケアの方が対象になっているのではないかと想像いたしました。ただ、無職については、年齢的にも健康を害したり女性特有の身体変化がうつ病になったりなど、ダブルケア等で社会との孤立みたいなところが少し背景にあるのかなと考えました。女性・妊婦については、重点政策11「女性の自殺対策を更に推進する」ところで網羅されていると思います。実際の生活については、有本さんから意見いただければよろしいかなと感じました。以上です。

#### ○鈴木委員長

はい、ありがとうございます。

おそらく女性の無職の部分について、コロナによって飲食業や宿泊業が影響を受けた地域では、女性労働者の雇止めや解雇が一定数あったという報告を受けています。茅ヶ崎市は宿泊業が盛んではないと思いますので、実際お店をされていて感じたことがあればご発言いただければと思います。

#### ○有本委員

私のサロンでは爪をケアする時間にお話を伺っているのですが、やはり大事なこともすごくお話しして下さいます。私のサロンに来られる方は40代以上の方が多く、仕事ことで次のステップどうしよう、やはり起業しようか等考えている方が多くいらっしゃいます。

サロンはバリアフリーのため障がい当事者の方ももちろんいらっしゃいます。重点施策P17の「障がい者就労支援事業」を書きいただいておりますが、障がい者の就労については、皆さんが見えてない部分もたくさんあると思うのですが、障がい者は働くところがありません。私が起業した理由も、働くところがないため自分で起業するしかありませんでした。それを軌道に乗せることはすごく大変なこととして、お客様で障がい当事者の方がいらっしゃった時はやはりお仕事の話になります。

参考資料2の自殺者数の上位5区分の危機経路に失業があがっています。普通のご家庭であれば、自分の旦那さんが職を失った時には私が働けば良いとなりますが、障がい者の妻であれば働

き先が無いので、共倒れしてしまうこともあると思います。計画には精神障がい以外の障がいの部分に関して、もう少し書いていただいても良いのかなと感じました。

障がい者就労支援事業の中で、市の職員向けに障がい者雇用の理解のための啓発研修会を行っており、今年講師をやりました。参加する職員は、課から代表して来ており、自ら興味があり参加している訳ではなかったため、質疑応答の時には1人も手が挙がらず、すごく悲しい気持ちになりました。せつかくやるのであれば、中身をしっかりと意味あるものにできたら良いと思いました。本計画もしっかりと中身のあるもの出来たら私自身も嬉しいと思いました。

また、私のサロンには女性の方が多くいらっしゃいます。「実は、私、鬱なんです」と施術中にお話して下さる方もおり、最近はうつ病の方もたくさんお見えになります。話をすることで楽になるところもあるため、コミュニティーなどが今後茅ヶ崎市内にもたくさん増えると良いと思いました。以上です。

○鈴木委員長

はい、ありがとうございました。

朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員

商工会議所の会員は中小零細事業者であり、オーナー企業の理解が無いと目の前の課題に追われてしまい、手が出しにくい現実があると思います。その反面、人材不足について、雇用をした方に長く働いていただかないといけないという問題もありますので、その辺のジレンマをどうするのかというところになります。第2期自殺対策計画は網羅的に書かれており、この計画をやっていたら効果上がると思いますが、市役所の課によっては、自殺対策以外に重点をおかなければならない課もあると思いますので、すべてを網羅的に全体的、平均的にやるというよりは、どこに本当に力を入れるのか、保健予防課とよく相談をして効果が上がりそうなところに重点的に投資をしていただくことが必要ではないかと思いました。

○鈴木委員長

はい、ありがとうございます。

他もご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様、様々なご意見ありがとうございました。

今回いただきました意見を踏まえまして、事務局の方で計画策定に向けて検討を進めていただきますよう、お願いします。議事につきましては、これで終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。よろしくをお願いします。

○事務局

委員の皆様どうもありがとうございました。

本日いただいた様々な意見を踏まえまして、計画素案の案を今後策定して参ります。

次回の委員会にて、計画素案の案の段階についてお示ししまして検討をお願いしたいと考えておりますので、次回の委員会開催前には、委員の皆様にお送りできるように準備をいたします。

次回の委員会は11月20日(月)、9時30分から保健所第1会議室で行います。

以上をもちまして、令和5年度第1回茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

委員長署名 鈴木 剛 \_\_\_\_\_

委員署名 若林 英俊 \_\_\_\_\_